

運搬容器の試験確認に係る業務規程（第2編）実施細則

平成4年7月1日

第1 目的

この細則は、運搬容器の試験確認に係る業務規程第2編〔容器使用者編〕（以下「業務規程」という。）に基づき運搬容器の試験確認業務を実施するにあたり、必要な細部事項を定めることを目的とする。

第2 用語の意味

この細則で用いる用語の意味は、業務規程の例による。

第3 試験確認の取り消し等

- 1(と業務規程指図の例型表以外の運搬容器等正試験確認業務の遂行を阻害した
- (2) 虚偽の試験確認の表示を行ったとき
- (3) 登録をしていない試験確認の表示を運搬容器に付したとき
- (4) た協会試験行適書を偽造し又は運搬容器に試験確認の表示を行い、出荷し
- (6) 上記以外で信義誠実に著しく反する行為があったとき
- 2(と業務規程指図の例型表を不正協利信用惹き墜る行為の結果のおそれ協会の
- (3) 協会を不当に誹ぼうしたとき
- (4) 試験確認の表示（表示の原版等を含む。）が譲渡され、又は貸与されたとき
- (5) 試験確認を受けた者の債権者等が試験確認の表示を占有したとき
- 3(は業務規程指図の例型表を不正協利信用惹き墜る行為の結果のおそれ協会の
- (3) き自往検査時未実施試験不適合が発生した場合に、協会に通知しなかったと
- (4) 数料徴収過振込券なた日の翌日から越験確認を受け以降に数料が協会返戻

附 則

この細則は、平成4年7月1日から施行する。